

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。○年〇月〇日

平成二十三年十二月十五日

額面金額百円につき百円

平成二十四年六月十五日を支払

期とし、次の算式により算出し

た額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるときは、

発行日  
価格

發行額  
最低額面金  
額  
振替單位

# 用振替法の適用の條項及びその根拠発行の根拠及び記号

○財務省告示第二十三号  
個人向け国債の発行等  
年財務省令第六十八号  
基づき、平成二十三年十  
人向け国債の発行条件等  
平成二十四年一月十

財務大臣 安住淳

十 十 十 十 十  
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

個人向け国債の発行等に關する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額 × 0.18  
100  
初期利子支払期  
から発行日まで

(二) 平成二十五年六月十五日以

初期利子支払期の 6 ヶ月前の日から発行日までの日数

額面金額十経過利子に相当する金額  
×  
80 × 9

## 十七 中途換金の特例

百十八号による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるつたときには、当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年十二月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<sup>。</sup>

(一) 平成二十四年六月十五日か

ら平成二十四年十二月十五日  
前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{80}{100}$ ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当

(二) 平成二十四年六月十五日前

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 )

日本銀行

元利金支